

大分県警察による別府地区労働福祉会館敷地内の「隠しカメラ設置」
に対し、真相の究明を求める意見書

大分県警別府警察署が別府地区労働福祉会館の施設敷地内に土地所有者の許可を得ずに、隠しカメラ2台を設置したことが8月4日の報道により明らかになった。カメラは樹木に結束バンドで固定され、福祉会館の玄関や敷地内の駐車場周辺を撮影しており、その映像は個人の顔が識別できるほどのレベルであった。

大分県警別府警察署がカメラを設置したのは、参院選公示直前の6月18日の深夜で、カメラが発見されるまでの数日間、別府地区労働福祉会館を利用する人物の姿が無差別に撮影されていた。大分県警察は、8月26日に記者会見を行い「無断で立ち入り、カメラを設置する行為は、建造物侵入罪に該当する違法行為の上、カメラを設置し、他人の敷地内を撮影するだけの必要性及び相当性は認められないことから不適正な捜査」として6人を処分したと発表している。

日本弁護士連合会会長声明において、市民の政治活動の自由、表現の自由等は、民主主義社会において最も尊重されるべき権利である。また、国民には肖像権が保障されており、法律の定めや裁判官の令状がない限り、原則として警察から写真撮影されない権利があるとしている。

果たして、無断でカメラを設置しなければならないほどの捜査案件であったのか甚だ疑問であり、今後の究明が求められる。

今回の隠しカメラの設置は、別府地区労働福祉会館関係者や労働団体のみならず、多くの住民に不安を抱かせるものであり、大分県警察本部及び大分県警別府警察署に対し、プライバシーの侵害等の観点からも極めて重たい問題であると連合大分が抗議したことは、当然の行為と受け止められ、そのような団体や個人に対する肖像権、プライバシーの侵害として看過することのできない違法な案件である。

よって、大分県公安委員会におかれては、さらなる真相を明らかにするとともに、再発防止策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日

日 田 市 議 会